

12月11日（金）

平成 21 年 12 月 11 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 浜 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 萩 原 耕 三 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 16 番 外 山 良 治 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|--|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | |
| 県 民 政 策 部 長 | 高 山 幹 男 | |
| 総 務 部 長 | 山 下 健 次 | |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 | |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | |
| 農 政 水 産 部 長 | 伊 藤 孝 利 | |
| 県 土 整 備 部 長 | 山 田 康 夫 | |
| 会 計 管 理 者 | 長 友 秀 隆 | |
| 企 業 局 長 | 日 高 幸 平 | |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | |
| 財 政 課 長 | 西 野 博 之 | |
| 教 育 委 員 長 | 大 重 都 志 春 | |
| 教 育 長 | 大 渡 辺 義 人 | |
| 公 安 委 員 長 | 野 中 玄 雄 | |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 | |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 浜 砂 公 一 | |
| 事 務 局 次 長 | 岡 田 英 治 | |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 | |
| 議 事 課 長 | 富 永 博 章 | |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | |
| 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 清 美 | |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | |
| 議 事 課 主 査 | 山 中 康 二 | |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | |

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第12号まで、並びに請願第29号から第33号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願3件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、請願第31号については賛成多数、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、65億9,332万円の増額補正であります。この結果、一般会計の予算規模は6,347億2,866万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源につきましては、国庫支出金53億5,794万円余、繰入金12億838万円余が主なものとなっております。

このうち、県民政策部所管の予算につきまし

ては、6億2,916万円余の増額補正であり、補正後の予算額は113億446万円余となります。また、総務部所管の予算につきましては、6億963万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,445億5,945万円余となります。

まず、太陽光発電システム導入促進事業であります。

このことについて当局より、「9月補正予算を受け、住宅用太陽光発電システムの導入促進のための補助制度を創設し、11月から申請受け付けを開始したところ、国の新たな余剰電力買い取り制度の効果もあり、申し込みが予算額を大きく上回る見込みとなっていることから、増額補正を行うものである。この事業は、来年度も継続して計画的に行っていく予定である」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「太陽光発電システムの導入促進に当たっては、複数のメーカーが県内で競争してしく環境を整えて、結果として太陽光パネル等が県内に広く普及していくことが重要である。一方、県におかれては、誘致企業であるメーカーとさまざまな形で連携及び支援しながら、太陽光発電について県民に普及していく施策を積極的に展開していただきたい」との要望がありました。

次に、新たな県総合計画の策定状況についてであります。

このことについて当局より、「県総合計画は、長期的な展望として、本県の20年後の将来像を描いた上で、分野別施策における10年間の施策の方向性を明確に示すとともに、4年間のアクションプランを策定する。長期ビジョンについては、普遍性のある議論をもとに、県民共有の財産となるようなしっかりとしたものを仕上げていきたい。また、アクションプランにつ

いては、知事のマニフェスト等に基づく短期的な重点施策の中心プランとして策定する」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「20年後の宮崎のあり方はこういうものであると自信を持って通用するものを作成してほしい。2年をかけて策定する長期ビジョンは、次期知事選挙の結果に影響されることなく、人口問題等の将来的な課題に対して普遍的な内容を持つような計画にしていきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国際音楽祭を考える懇談会についてであります。

このことについて、当局より、「懇談会では「今後も本県の文化的財産として継続して実施すべきである」こと、「県民の意見の反映や出演機会の提供などによる県民参加を盛り込むべきである」という2点について、すべての委員の意見が一致した」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「宮崎国際音楽祭については、県内外から高い評価を受けており、今後とも時間をかけて積み重ねていくべきである。県民参加や経費節減を図りながらも、演奏会の質は下げないでほしい。今回の懇談会の意見も踏まえ、音楽祭がこういうふうに変ったというのを今後示していただきたい」との要望がありました。

次に、市町村への権限移譲についてであります。

このことについて当局より、「移譲事務については、毎年、全市町村を対象にメニューを示して説明会を行っている。移譲事務数は、宮崎市を初め規模の大きな市を中心に移譲が進んでおり、毎年増加傾向にある。平成22年4月時点の移譲事務数は1,068となり、前年度と比較し

て108事務の増加となる予定である」との説明がありました。

このことについて委員より、「住民サービスや事務の効率化の観点からは、住民に身近な事務は市町村で行うことが必要である。市町村と緊密に連携しながら、権限移譲を進めてほしい」との要望がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、国の経済・危機対策補正に基づく交付金により、新たに「宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金」の造成や、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の積み増しを行うとともに、国庫補助決定に伴う事業など48億7,700万円余の増額補正となっており、この結果、福祉保健部全体の補正後の予算額

は1,001億6,100万円余となります。

このうち、新型インフルエンザ対策事業についてであります。

これは、市町村が行う低所得者等への新型インフルエンザワクチン接種の補助や、インフルエンザ患者の入院を受け入れる医療機関の人工呼吸器を購入する費用に対して補助を行う事業であります。

このことに関連して委員より、「新型インフルエンザに対するワクチン接種費用は1回目が3,600円などと決まっているが、季節性インフルエンザワクチン接種費用については、各医療機関で費用が異なる。自由診療ということだが、同じ県内でも安いところと高いところの格差が1.5倍もある事例が見られるなど、余りにも差があるのはいかがなものか」との意見がありました。

次に、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を希望する市町村へ移譲するためなどの所要の改正を行うものであり、今回の改正に伴う市町村へ移譲を行う福祉保健部所管の事務数は108件となっております。

このことについて委員より、「県民にとって、同じ事務でありながら、市町村が窓口であったり県が窓口であったりすることはわかりづらい。県として一律となるように事務移譲に積極的に取り組んでほしい」との意見がありました。

次に、小林市立病院についてであります。

西諸医療圏の中核病院である小林市立病院について、来年1月末に内科医が2人退職して1人になるため、県の第2次救急医療施設の指定

を返上する可能性が報道されております。

このことについて委員より、「西諸地域の住民にとって、安全・安心が損なわれる大変な問題である。宮崎県医療計画の第2次救急医療施設として指定している県においても、指定の返上が避けられるように、医師確保に全力を挙げて取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、県立病院事業の平成21年度上半期の業務状況等についてであります。

このことについて当局より、平成21年度上半期における利用患者数は、前年度同期と比較すると、入院患者数で1万6,700人余、8.6%の減、外来患者数で3万2,900人余、17.2%の減となったとの報告があり、特に延岡病院については、入院患者数で13.7%、外来患者数で27.3%減っているとのことであり、収支についても前年度に比べ悪化しております。これは、いわゆるコンビニ受診の自粛やかかりつけ医推進の効果のほか、一部診療科の休診の影響等によるものであります。

また、県立病院経営形態検討委員会における検討状況についても報告があり、3病院いずれの分科会とも、ふさわしい経営形態として現行形態の継続を選択したとのことであります。その分科会の議論の中では、「病院の職員の意識に公務員としての甘えがあり、患者満足度の向上や経営改善に向けたさらなる意識改革が必要である」との厳しい意見や、「現在の医療スタッフの確保が難しい現状では、病院の経営努力だけでは経営の自立化は難しい。運営面での最大の課題である医師確保が、経営形態の変更で改善されるとはいいがたく、現行形態で引き続き努力したほうが現実性が高いと考えられる」などの意見があったとのことであります。

当委員会といたしましては、県立病院経営形

態検討委員会の各分科会の意見を尊重した経営努力を求めますが、一方で、現場での医療機器の整備などの意見を酌み取り、県立病院の高度医療の提供という使命を果たすことを第一に取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、県土整備部所管については、土地区画整理法に係る事務が対象となっております。

次に、議案第9号及び第10号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、県土整備部が所管している建設技術センターの管理運営、延岡土木事務所管内の県営住宅の管理運営について、指定管理者を指定するものであります。

このうち、建設技術センターの指定管理について、委員より、「指定管理となった後、産業開発青年隊の隊員募集については、指定管理者に一任するのか」との質疑があり、当局より、「県ホームページや公報などの広報媒体を活用し、県としても、今後も隊員の募集に関して協力していく考えである」との答弁がありました。また、別の委員より、「産業開発青年隊での教育については、技術面だけではなく、精神面での教育も評価されているという話も聞くが、現在の校風や教育理念は受け継がれていくのか」との質疑があり、当局より、「指定管理者募集要領の中に、土木建設分野において即戦力となる技術者の育成、規律正しく豊かな人間性を身につけた社会人の育成をコンセプトとして人材育成を実施するよう記載されており、カリキュラムや校風等についても大きく変更されることはないと考えている」との答弁がありました。

次に、新規学卒者雇用対策等についてであります。

このことについて当局より、「雇用状況が厳しい中、新規学卒者の就職状況も極めて厳しい状況となっており、新規学卒者の雇用の場の確保に向けて、直接的・緊急的な対策を早急に講じることとしたものである。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した対策案として、民間への委託雇用で1年間100名程度、県の臨時的任用として最長8カ月、50名程度の雇用創出を図るものであり、そのほかにも、県立産業技術専門校で新卒未就職者枠

を10名程度設けるとともに、臨時的に8名程度の定員増を行うなどの対策を行うこととし、今後、具体的な内容を策定した後、成案を得た上で2月議会に提案し、議会の議決を得られれば、速やかに事業公募等を行い、来年4月からの雇用に対応していくとの説明がありました。

このことについて、委員より、「企業からは即戦力として働いていただける人材の要望が多いが、資格を得るための職業訓練にはこの基金は使えないのか」との質疑があり、当局より、「本事業は、緊急雇用基金制度の適用要件を最大限活用したものであるが、現在の要件では職業訓練には活用できない。今後、さらに事業効果が発揮できるよう、国に対し、基金事業要件の緩和を強く求めていく」との答弁がありました。また、別の委員より、「県の臨時的任用として雇用することで、次のステップである正規雇用につなげていくようなスキルアップが図れるか」との質疑があり、当局より、「スキルアップにつながるよう、任用後の配属先については、検討を行っていききたい」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「新規学卒者が、当対策の雇用期間が終了した後も次の雇用先に就職でき、正規の雇用につながっていくようなフォローアップ事業についても取り組んでほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今回の雇用対策が、一時的な雇用に終わるのではなく、継続的な正規雇用に結びつくよう関係部局、関係機関とも連携を図り、その事業内容についてもさらに充実させていくとともに、新規学卒者だけでなく、未就業者全体の雇用対策についてもあわせて取り組んでいただくよう、要望するものがあります。

次に、入札制度についてであります。

このことについて、委員より、「入札・契約制度改革のあり方については、当委員会でもさまざまな議論を行い、9月には知事に対して申し入れも行っている。その後、入札制度の見直しについてどのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「現在、全国の状況を調べているところである。県土整備部内の発注機関との意見交換を実施したところであり、今後は関係団体等とも意見交換をしていく必要があると考えている。また、知事に対しては、現在の入札の現状等について説明を行った。今後も、入札状況等を検証しながら研究を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「さらなる経済情勢の悪化が懸念される中、地域経済を守るという観点からも、入札制度の見直しを喫緊の課題ととらえ、早急に取り組んでほしい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委

員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、国の経済・雇用対策である「森林整備加速化・林業再生事業」の3億2,700万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は355億5,600万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は361億5,300万円余となります。

このことについて委員より、「木材や木質バイオマスの加工施設など前倒しで整備を進める事業と、事業期間が短くなったことによって今回減額し、次年度以降の執行となる木造公共施設整備などの事業があるが、製品の需要が低迷している中で、木材の流通が滞ってしまう状況になるのではないかと危惧される。このため、今後は市場関係者等と連携を図り、円滑な流通や販路を確保するよう努めるとともに、着実な事業推進に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。

このことについて委員より、「現在、設計変更等により工事がおくれぎみとのことであるが、今後は、施工業者等と工事の進め方について綿密な協議をしながら、安全な施設を完成させるよう努めるとともに、工事の進捗率も上げるよう全力で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で1億4,900万円余の増額補正であり、その主なものは、国庫補助決定に伴う補正で、補正後の一般会計予算額は450億1,600万円余となります。また、特別会計では、宮崎県農業改良資金特別会計において5,900万円余の増額補正であり、補正後の特別会計予算額は6億3,000万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は456億5,600万円余となります。

次に、戸別所得補償制度に関するモデル対策についてであります。

当局より、「国の平成22年度の概算要求において、地域農業の再生と食料自給率の向上を目的として、平成22年産米から、稲作農家の経営安定に向けた「米の戸別所得補償モデル事業」と麦や大豆、飼料作物等の転作作物に対する新たな助成対策の「水田利活用自給力向上事業」の2つの事業が実施される予定である」との説明があり、このことについて委員より、「22年度は米を対象にモデル的に実施するとのことであるが、複合経営が多い本県の特徴を踏まえ、主力である野菜、畜産を含めた補償制度とするよう、地方の実情を中央にしっかりと伝えていく必要がある」との意見がありました。

次に、損害賠償の額の決定についてであります。

これは、平成20年11月に発生した県有車両による交通事故において、損害賠償の額が決定されたものであります。

このことについて委員より、「本案件については了解できるものの、事務手続について再確認をしておきたい」との意見がありました。

次に、「森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求め

る意見書」についてであります。

経済情勢の悪化による木材需要の急激な縮小と長期にわたる価格の低迷は、林業・木材産業を極めて厳しい状況に陥れており、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機にあります。このようなことから、国において、森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営を実現するとともに、山村を再生させるため、特段の措置を講じるよう要望するものであります。

次に、「農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書」についてであります。

先般の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、農道整備事業は廃止の方針が打ち出され、今後の整備が懸念をされるところであります。また、当委員会において、去る8日、本県の農道整備状況の現地調査を行い、地元関係者からも整備の継続を望む声があるなど、整備の重要性を確認したところであります。農道は、農業農村の振興に大きく寄与し、特に中山間地域では、重要な生活用道路としての役割も担っております。農業が基幹産業でありながら、農道の整備がおこなわれている本県においては、本事業の役割は重要なものとなっております。整備を進めていくことが必要不可欠であります。このようなことから、国において、農村地域での農道整備が着実に行われるよう、事業の継続的な実施と予算の確保を要望するものであります。

以上、これら2件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査とい

たしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 文教警察企業常任委員会でございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第7号及び新規請願1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第7号「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

これは、現行条例では規制できない新たな形態の客引き行為等を規制するとともに、卑わいな行為及びつきまとい行為等の罰則を強化するもので、違反行為の抑止を図るとともに、積極的な指導・警告・取り締まり等により悪質な客引き行為等を排除し、違反行為から派生する各種事件を未然に防止することで、安全・安心な歓楽街の確保、県民の平穏な生活環境の確保を図るものであります。

このことについて、委員より、「これまで本県では規制対象外となっていた行為を規制するものであることから、改正内容の周知をしっかりと行ってほしい」との要望があり、当局より、「各種マスコミ媒体やチラシ・ポスターによる広報活動に加え、各警察署あるいは業態ごとの説明会を開催するほか、説明会に参加でき

ない事業者に対しては、各店舗に直接チラシを配付するなどして、周知徹底を図っていく」との答弁がありました。

次に、教育事務所の再編についてであります。

当局より、ことし9月以降に行われた市町村長や市町村教育長等への再編案の説明及び意見交換の概要等について説明があり、「一部について再編後の管轄区域を検討中ではあるが、ほとんどの市町村長及び市町村教育長から、再編案について一定の理解をいただいたところである」との報告がありました。

このことについて、委員より、「今回の教育事務所の再編については、その進め方や説明手続に問題があったのではないか」との意見があり、当局より、「手順を踏んで検討を重ねてきたところであるが、再編案を外部に示す手続に関しては、今回のことを今後の教訓として生かしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、12月18日に開催予定の県教育庁組織規則を審議する教育委員会会議において、当委員会及び市町村等から出された意見や要望を十分踏まえた上で、教育事務所の再編について適切な判断を行うこと、また、再編後も隔たりのない教育水準を維持するため、遠隔地となる市町村への支援をしっかりと行うこと、この2点を強く要望するものであります。

次に、宮崎県企業局経営ビジョンについてであります。

このことについて、当局より、新しい経営ビジョン案が示され、「これは、平成17年9月に策定された現在の経営ビジョンを改訂するものであり、健全経営のもとで県民福祉の向上に貢献するという基本姿勢のもと、国内経済の低迷

や厳しさを増す地方財政、あるいは低炭素・循環型社会の構築等、現在の企業局を取り巻く環境の変化や経営の現状を踏まえた上で、平成22年度から5年間の経営指針として、来年3月に策定する予定である」との説明があり、委員より、「企業局がこれまでに培ってきたノウハウを地域へ還元することができれば、市町村等が行う小水力発電などの新エネルギーの開発導入がさらに進むことが期待されるので、知事部局とも連携しながら、地域資源の活用に積極的に取り組んでほしい」との要望がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 私は、長期にわたって継続審査となっております請願について、その審議の経過などをお聞かせいただきたいというふうに思います。

厚生常任委員会と商工建設常任委員会にそれぞれ付託されております案件なんですけれど

も、特に第5号などは、2年経過している中で10回の審査がもう既に行われているんですけども、まだ結論が出ないと。また、9号など、商工建設のほうでも1年半にわたって7回の審査が行われておりますけれども、まだ結果が出ないというような状況になっているんですけども、なぜ審議が重ねられながら結論に至っていないのか、何か問題があるのか、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○中村幸一議長 厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員 まず、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」及び請願第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」の委員会での審議内容と継続理由でありますけれども、特にことしの8月の選挙といたしますか、その後、民主党、社民党、国民新党の連立合意の中で、後期高齢者医療制度並びに障害者自立支援法とも廃止の方針というのが確認をされておりまして、そのような国の状況をもう少し注視する必要があるのではないかとということで、これは賛成多数で継続となったところがあります。

○前屋敷恵美議員 続いて、商工建設のほうからもお願いしたいと思います。

○中村幸一議長 商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員 前屋敷議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、議案第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願について、当委員会での審査内容と継続理由ということですが、当請願については、昨年度から継続審査となっております。今定例会においては、具体的な審査を直接行ってはおりませんが、当条例

を策定する必要性については、各議員それぞれ理解はできるものの、条例の実効性等について、さらに研究をそれぞれ深めたいということで、慎重に検討していくことがよいのではないかとということで、賛成多数で継続審査となったものであります。以上です。

○前屋敷恵美議員 それぞれ経過を御説明いただきましたけれども、私は、これだけ長期にわたる審議が続いてくる中で、やはり審査に当たって説明が必要だとか、資料が必要だとかいう場合には、それが不十分であれば、請願者に直接尋ねることなど、そういう方策も必要であったんではないかと思うのですけれども、そういうこともなされたんでしょうか。その辺のところをお聞かせください。それぞれお答えいただきたいと思います。

○長友安弘議員 請願者に対してそういう聴取を行うということはありませんでしたけれども、今回委員会の中で出た意見としましては、いずれの請願につきましても、これはやっぱり結論を出すべきではないかということでございましたけれども、今回につきましては、継続という声があつて、それをお諮りをしたという状況で、賛成多数で継続となったところがございます。いずれにしても、きちんとした結果を次の定例会には出したいというふうに思っております。

○宮原義久議員 私が委員長という立場で直接採決に加わるということではないんですが、先ほども話をしたように、必要性というのは、各委員十分その理解はしているというふうには理解をしているんですが、資料等を請求したのかという話にもなりますが、そこまでは、たしか今の現状ではやってはおりません。ただ、必要であるということなんですが、議会の進行上

の関係からいいますと、各委員それぞれさらに調査研究したいということで、「継続」という言葉が発せられれば、やはりそこを踏ることから、賛成多数ということで継続になっておりますので、今後、各委員それぞれまた、この場でもこういう話になっておりますので、十分さらに精査をさせていただいた上で、資料等必要であれば、そういう要望が出てくるかなというふうには思っております。以上です。

○前屋敷恵美議員 最後に、もう一点ずつお伺いしたいんですけども、請願者の立場に立てば、いつまでたっても結果が示されないというのでは、議会に対する信頼も損なわれかねないと思っております。ですから、県民に誠実に対応するためにも、これだけ長期にわたれば、途中でその経過なりを請願者の方々に御説明することもあって当然ではなかったかと思っておりますけれども、その辺の対応はどうだったんでしょうか。

○長友安弘議員 今後、努力をしてまいりたいと思います。

○宮原義久議員 前向きに検討させていただきたいと思います。

○前屋敷恵美議員 以上で終わります。

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出をされました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第10号「公の施設の指定管理者の

指定について」、反対の立場から討論を行います。

同議案は、延岡土木事務所管内の県営住宅13団地1,308戸について、その管理を延岡宅地建物取引業協同組合にゆだねるというものです。既に指定管理者制度が導入をされている宮崎市土木事務所管内などでは、住宅管理について、住民に対する対応の悪さから苦情の相談も寄せられています。ある団地などは、建てかえ入居から4～5年たっても、子供たちの遊び場や公園は整備どころか確保もされず、以前3カ所あった集会所も1カ所に削られたままで、日常生活に不便を来しています。団地内の穴ぼこにはすぐに雨水がたまるなどで、住宅を管理する不動産業者に整備を要請してもなしのつぶてで、責任の所在があいまいになった、もとの体制のほうがよかったと言われていています。これらは当然県が対応する要件ではありますが、住民には全く伝わらないのです。この事例は一例にすぎませんが、住民福祉に寄与する公営住宅としての目的や機能を損なうことなく維持管理が行われているかといえば、極めて不十分であり、県が直営で管理をしていたときと比較して、サービスは低下をしているのではないのでしょうか。

この指定管理者制度は、官から民への構造改革路線、民間開放路線の一環として、あらゆる部署で進められていますが、特に公営住宅については、他の施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。それは、公営住宅法がうたう、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、提供すると同時に、公が責任を持って維持管理に当たるということは、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーを守る重要な役割があるからです。とりわけ家賃の徴収・督促業務に関して、個人情報等

の扱いがしっかり担保されているのかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関しては、指定管理者制度はふさわしくないと考えます。よって、今回提案された公営住宅の指定管理者の指定は認められません。

次に、請願についてです。

継続審査と報告されました、新規請願第32号「後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願」及び第33号「2010年度の年金確保に関する請願」について、採択を求めるものです。

「後期高齢者医療制度早期廃止の意見書提出を求める請願」については、来年4月の制度の見直しで、さらなる保険料の引き上げが予想されるもとで、75歳以上の高齢者を囲い込み、差別医療を押しつける「後期高齢者医療制度」は、高齢者にとって耐えがたい屈辱的な制度です。安心して医療が受けられるよう、制度の早期廃止を求めた同請願の採択を求めるものです。

また、「2010年度の年金確保に関する請願」については、年金生活者にとってさまざまな税の控除が縮小・廃止される一方、医療や介護保険料の負担がふえ、可処分所得が激減する中では、年金を頼りに生活する国民にとって、年金の確保は切実な問題です。来年度年金の減額改定を行わないように求めた同請願の採択を求めるものです。

次に、今議会でも引き続き継続審査との報告がありました、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」、第9号「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願、第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」、第19号「平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願」及び第20号

「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について、採択を求めるものです。いずれの請願も、県民の暮らしの中での切実な課題・問題の解決を求めて、県議会にその思いを受けとめてほしい、力になってほしいと提出されたものばかりです。

こうした県民の切実な課題の請願を1年半も2年も継続審査で保留にすることは、議会の責任にもかかわる問題だと思います。継続審査を繰り返すということは、裏を返せば、請願の内容が道理あるものであり、不採択にできないものであるということだと思います。そうであれば、請願者の思いを重く受けとめ、その願いにこたえることは、県民のためにある議会の務めではないでしょうか。厳しい年の瀬を迎えておりますが、県民の暮らしが少しでも安定したものになるように、県議会そして議員は、県民とともに行動することが求められていると思います。ぜひ、それぞれの請願者の意思を十分に尊重して、今議会での請願採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を期待いたしまして、討論といたします。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第10号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第9号まで、
第11号及び第12号採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号から第9号まで、第11号及び第12号の各号議案について、一括お諮りをいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願1件採決

○中村幸一議長 次に、請願第31号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

まず、請願第5号、第9号、第11号、第20号、第32号及び第33号について、一括お諮りをいたします。

各請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、各請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、議員及び委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成21年12月11日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

過疎対策の充実を求める意見書

議員発議案第2号

新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書

議案発議案第3号

高速道路無料化に関する意見書

議員発議案第4号

国民の生活を守る経済・雇用対策の実施を求める意見書

議員発議案第5号

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

議員発議案第6号

道路・港湾整備予算の確保を求める意見書

議員発議案第7号

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

議員発議案第8号

農業共済事業の健全な発展を求める意見書

議員発議案第9号

全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書

議員発議案第10号

JAL(日本航空)経営再建に係る地方航空路線の維持確保を求める意見書

議員発議案第11号

細菌性髄膜炎から乳幼児を守るワクチンの定期接種化を求める意見書

議員発議案第12号

第6回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

平成21年12月11日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 外山 衛

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

森林・林業・木材産業の活性化政策の推進による持続可能な森林経営の実現を求める意見書

議員発議案第14号

農道整備の継続的な実施と予算確保に関する意見書

平成21年12月11日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 福田 作弥

押川修一郎

武井 俊輔

前屋敷恵美

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第15号

たばこ税増税の反対についての意見書

◎ 議員発議案第1号から第15号まで

追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第15号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提出されました議員発議案について、第2号「新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書」及び第9号「全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書」について、反対の立場から討論を行います。

まず、議員発議案第2号「新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書」についてです。

1958年の第1次防衛力整備計画が始まって以来、軍事費は他の予算の増減にかかわらず聖域とされ、倍々ゲームで巨額の軍事費に大膨張してきました。現在、名称を変えての中期防衛力整備計画は、この5年間だけでも24兆2,400億円、毎年5兆円もの軍事費が保証されています。ソ連脅威論に始まった軍備拡大は、ソ連が崩壊した後も続き、世界でアメリカに次ぐF15戦闘機を持ち、世界のどの国にもない数の潜水艦捜索機を持つという膨大な無駄遣いの兵器購入が行われてきました。そして今日、自衛隊は、アメリカとともに海外で肩を並べて戦争ができる軍隊へと大きく変わろうとしており、海外派兵用兵器購入に踏み出し始めています。

海上自衛隊は、アメリカのアフガン報復戦争の支援として、インド洋での給油活動を行ってきましたが、その補給艦は430億円もの巨額な高性能のものに買い換えられ、また大型ヘリ護衛艦の配備を行い、対空ミサイルや対潜ミサイルも装備した、1隻当たり1,057億円もの護衛艦「ひゅうが」を配備しました。航空自衛隊も、海外の戦闘にしか使わない空中給油機や空中警戒管制機(AWACS)など、日本防衛には不要な兵器を購入するなど、今や専守防衛を投げ捨てて、自衛隊の海外派兵を一層進めるための中期防衛力整備計画の新たな見直しは、認められるものではありません。

今、北朝鮮問題など新たな脅威論が持ち出されていますが、それは、正式な外交ルートを開いて、話し合いのテーブルに着かせ、道理ある平和的話し合いを通じて非核化の実現を迫るなどの外交努力で解決することが重要であって、軍事力でもって解決するなど、世界の流れから大きくかけ離れています。今、世界の流れは、武力によらない平和の方向に大きく転換しています。アジア諸国を初め、世界の24カ国、世界人口の57%を占める国々が参加する東南アジア友好協力条約(TAC)は、「武力行使の放棄」「国際紛争の平和解決」をうたっています。

こうした平和の共同が広がる中で、日本も軍備増強の流れを平和・軍縮の流れに切りかえるべきです。近隣諸国と平和・友好関係を築くことこそ、日本の平和と安全の最も確かな保障となるものです。

この長引く景気低迷、雇用危機の中で、先日来、予算の事業仕分け作業が行われましたが、財源不足は否めません。今こそ、軍事費を大幅に削って財源を生み出し、暮らし、福祉、教育

に回すことが何より求められています。この方向こそ、道理ある選択ではないでしょうか。

よって、国民犠牲でさらなる軍事費を確保し、アメリカと一体に戦争をする国づくりにひた走る、新たな防衛計画の大綱策定に反対をするものです。

次に、議員発議案第9号「全国学力・学習状況調査の充実を求める意見書」についてです。

本意見書案は、新政権が全国学力・学習状況調査、いわゆる全国一斉学力調査を抽出方式に変えて実施しようとしていることへ苦言を呈し、さらなる内容強化を求めています。そもそもこの学力調査は、児童生徒の学力傾向を把握することから始められたもので、抽出調査で十分と言われてきました。しかし、全国一斉学力調査を実施してきたことで、さまざまな弊害が生じています。その一つが、学力テストそのものの問題です。学校が平均点競争に駆り立てられ、得点力をアップさせたからといって、必ずしも学力そのものが上がったという保証にはならないからです。得点力を上げるために、テストの模擬訓練や対策の授業に力を割かれ、正規の授業時数にテスト対策が食い込んでしまい、わかって楽しい本来の授業ができず、子供たちに本来のつけるべき力がつかないといった事態さえ起きています。

さらに問題なのは、予備調査とはいえ、学力調査と称して、「家の人に大切にされていると思うか」「先生から認められていると思うか」

「家に何冊本があるか」など90項目もの生活・意識調査が行われたことです。さすがに本番ではこうした項目は削除されたものの、その人権意識の低さには驚かざるを得ません。

第2は、手続上の問題で、採点とデータ処理を、ベネッセコーポレーションやNTTデータ

など民間に委託している問題です。個人情報保護と説明責任が重視される現代社会においては、到底考えられないことであり、しかも費用は77億円という巨額を、まさに民間に丸投げという点でも、余りにも無責任ではないでしょうか。これだけの予算があれば、学校の施設整備費や備品費、少人数学級実現に振り向けてほしいという、学校現場や保護者の願いにこたえるべきではないでしょうか。

また、本意見書では、世界最高水準の義務教育を実現するために、全国一斉学力調査が必要であるかのように言っていますが、学力世界一で注目されているフィンランドでは、20人学級を進め、習熟度別学級編制をやめ、学び合いを大切にする、いっせい学力テストの中止、暗記ではなく何のために学ぶのかを大切にする、教員に教育の専門家としての自由と自主性を保障する、授業時間は日本より短く、夏休みも宿題なしの2カ月など、余暇や遊びによる人間形成を重視するなどの教育が行われてきましたが、その成果が実ったと言えます。

日本の教育予算は、OECD（経済開発協力機構）30カ国中最下位です。しかも、OECD平均の3分の2しかないという、まさに世界最低水準の予算です。フィンランドのような先進こそ見習い、むやみに子供たちを競争に駆り立てるやり方を改め、教育予算をふやし、将来の社会を担う子供たちに、基礎学力と豊かな人間形成が培われる教育こそ進められるべきです。

以上のような立場から、全国一斉学力調査の中止こそ必要であることを強く申し述べ、本意見案に反対するものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号及び第9号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号及び第9号について、一括お諮りいたします。

両案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう心から祈念申し上げます。

これもちまして、平成21年11月定例県議会を閉会いたします。(拍手)

午前11時6分閉会

◎ 議員発議案第15号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第15号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号、第3号から第8号

まで及び第10号から第14号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第1号、第3号から第8号まで及び第10号から第14号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

本年もあと20日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれましては、一層御自